

公共施設予約システム更改業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領

1 事業の趣旨・目的

本業務は、発注者が平成21年度に導入した公共施設予約システムが令和10年9月に保守期限を迎えるため、当該システムを更改するもの。

更改にあたり、施設の空き状況の確認や予約、支払手続き利用許可書や請求書などの帳票発行、鍵の管理（一部の施設のみ）をオンラインで完結することで、施設利用者の利便性向上と施設管理者の業務効率化を図ることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 公共施設予約システム更改業務委託
- (2) 業務内容 別紙「公共施設予約システム更改業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- (4) 提案上限額 21,945,000円（うち消費税及び地方消費税額1,995,000円）

3 プロポーザルの参加資格

プロポーザルに参加する者は、参加表明書提出時において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始がなされていない者、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者
- (4) 宗像市内の事業所を契約先とする場合、代表者個人（契約締結の権限を委任する場合は、その受任者）が住所地の市区町村税を滞納していない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者
- (6) 法人であって、その役員が（5）に該当しない者
- (7) 令和8年4月17日時点で、本市から宗像市指名停止等の措置に関する規程に基づく指名停止の措置を受けていない者

4 参加手続き

- (1) 担当部署及び問い合わせ先
〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号
宗像市総務部デジタル推進課（西館3階31番窓口）

電話 0940-36-5444

FAX 0940-34-2156

メールアドレス digital@city.munakata.lg.jp

(2) 募集要領等の公告期間

ア 配布期間：令和8年4月17日～令和8年5月13日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

イ 公告方法

上記(1)の担当部署で配布するほか、宗像市公式ホームページからダウンロードできる。

※宗像市公式ホームページアドレス

<https://www.city.munakata.lg.jp/list00105.html> → 「入札・契約」 → 「プロポーザル案件」

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和8年5月13日必着（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）

5 質疑・回答

(1) 受付期間：公募開始日～令和8年4月24日午後5時必着

(2) 質疑方法：質疑書によりFAXにて送信し、その旨を電話にて確認すること。

(3) 質疑様式等：様式は指定様式のみとする。

(4) 回答方法：令和8年4月28日午後5時までに参加者すべてにFAXにて回答する。

6 応募書類

(1) 提出書類

以下のうち、オ～キについては、参加申込日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

ア 参加表明書 1部

イ 価格提案書 10部

ウ 企画提案書 10部

エ 会社概要（事業概要が分かるパンフレットでも可） 10部

本業務について提案するシステムの導入及び運用に関する過去の実績が分かる資料を添付すること。

オ 法人の履歴事項全部証明書（登記簿謄本） 1部

- カ 市区町村税を滞納していないことの証明書 1部
 - キ 消費税及び地方消費税納税証明書 1部
 - ※本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。
 - ※申請者が法人である場合は法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（その3の3）、個人である場合は所得税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明（その3の2）
 - ク 直近2年分の決算書 1部
 - ケ 暴力団排除に関する照会同意書 1部
- (2) 企画提案書の作成方法
- ア 表紙、目次、本編で構成すること。白黒印刷、カラー印刷のいずれも可。
 - イ 表紙は題名に「公共施設予約システム更改業務委託企画提案書」と記載し、提出日及び企画提案者名を記載すること。
 - ウ A4サイズ縦・横は任意とする。
 - エ 枚数は任意とする。
 - オ 文字フォントサイズは10.5ポイント以上とし、行間も読みやすい適切な間隔とすること。
- (3) 提出された応募書類の取扱い
- ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、宗像市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
 - イ 提出のあった書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
 - ウ 提出された応募書類は返却しない。
 - エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
 - オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

7 スケジュール

(1) 公募開始日	令和8年4月17日(金)
(2) 質問受付締切	令和8年4月24日(金)
(3) 質問の回答	令和8年4月28日(火)
(4) 参加申込書提出締切	令和8年5月13日(水)
(5) 企画提案書提出締切	令和8年5月20日(水)
(6) プレゼンテーション審査	令和8年6月9日(火)
(7) 事業者決定	令和8年6月10日(水)頃予定

8 参加資格の確認通知について

- (1) 参加資格の有無については、4(3)で示す提出期限から7日以内にFAX等(方法)で各申込者に通知する。なお、電話等による結果の問い合わせには一切応じない。
- (2) 期限までに必要書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、プレゼンテーションに参加することができない。なお、参加資格があると認められた者であっても、確認通知後、本市から指名停止の措置を受ける等参加資格がないと認められる者は、当該参加資格を取り消す。

9 評価方法等

- (1) 別紙「公共施設予約システム更改業務委託 評価基準表」のとおり
- (2) プレゼンテーションの実施
日時、場所、持ち時間等については、別途通知する。
(プレゼンテーションによる審査は令和8年6月9日開催予定)
ア 企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーションを実施する。
イ 企画提案者は自らの提案内容の説明を行う。
ウ 持ち時間はプレゼンテーション30分、その後の質疑応答15分の計45分とする。なお、プレゼンテーションに係る準備時間は持ち時間に含まないものとする。
エ 企画提案書や企画提案書に準ずる資料(提案内容を抜粋又は要約したもの)以外のプレゼンテーション資料の使用は認めない。
オ プレゼンテーションにあたり、システムのデモをすることも可能とする。デモに必要な環境は企画提案者が準備する。
カ 会場には市のプロジェクター及びスクリーンを用意する。
- (3) 評価方法
企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準表に基づいて評価する。
- (4) 候補者の選定方法
ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。
- (5) その他
次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した者
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した者
- ウ 価格提案書の金額が2（4）の上限額を超える者
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった者
- オ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた者
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った者

1 0 審査結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に審査又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知後に次に掲げる項目において、担当課にて閲覧に供するものとする。

- (1) 候補者名
- (2) 全参加者名、総合評価点、提案金額

1 1 契約手続き

- (1) 候補者と本市との間で、内容、経費等について調整を行った上で協議が調った場合、契約を締結する。
- (2) 受注者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約日までに納付しなければならない。ただし、宗像市契約事務規則第46条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、仕様書に定めるとおりとする。
- (4) 候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次点候補者を候補者とする。
- (5) 選定された候補者が契約締結日までに宗像市指名停止の措置に関する規程に基づく指名停止の措置が開始した場合においては、契約を締結しない。なお、この場合においても、次点候補者を候補者とする。

1 2 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、本市から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

1 3 様式

- (1) 質疑書 (様式 1)
- (2) 参加表明書 (様式 2)
- (3) 暴力団排除に関する照会同意書 (様式 3)
- (4) 参加辞退届 (様式 4)
- (5) 価格提案書 (様式 5)